

# ニュージーランドの社会福祉

## —最近の動向の教えるもの—

小 松 隆 二

(慶応義塾大学)

### [要 約]

ニュージーランドは社会福祉や社会保障の最先進国である。その母国であるイギリスでさえも、同国の社会福祉や社会保障に学んできている。かつてはウェッブ夫妻、戦後すぐにはベヴァリッジ夫妻が同国を訪ね、その労使関係制度、あるいは社会的諸制度・施策を見学している。わが国でも、社会福祉の先達である生江孝之は1920年代からニュージーランドの社会的施策に憧れ、自らも同国を訪問するが、帰国後も終始同国を理想郷と呼んで讃えることを止めなかった。

実際に、ニュージーランドは児童手当制度、総合的社会保障制度、あるいは八時間労働制、強制的仲裁制度、さらにまた義務教育の無償制、女性参政権などを世界で初めて実現した国であるが、ほかにも列挙すると限りがないほど、そのような世界の最先端を歩んだ足跡で満ちている。

しかるに、近年はイギリスやスウェーデンの社会保障・社会福祉の研究や紹介はさかんであるが、ニュージーランドに興味を示すものはきわめて少ない。イギリス研究者でニュージーランドのイギリスへの影響について言及するものもまぎらない。

ところがそのニュージーランドでさえも、1973年のオイル・ショック以降、経済的不安・財政難から社会福祉や社会保障の後退を余儀なくされ、苦しい地点に立たされている。イギリスのサッチャー政権は国家責任主義から個人主義原理へのたちかえりを主張し、福祉国家の終焉を印象づけるほどであるが、ニュージーランドで現在政権を握っている労働党は、福祉国家の路線は堅持しつつ、財政との調和をはかるべく苦慮している。そしてある面（よりハンデキャップの多い階層に保護・保障の重点をおく姿勢など）では成功もおさめている。全般的な評価はなお今後にもたねばならないが、現在のニュージーランドがなお、日本はもちろん、世界の福祉国家が注意を向けるにたる国でありつづけていることはまちがいないであろう。

本論では、そのようなニュージーランドの社会福祉について、まず歴史や特徴を概説し、ついで現在の代表的な動き・事例を紹介することにする。

はじめに

—— 苦悶するニュージーランドの  
社会福祉 ——

ニュージーランドが社会福祉の最先進国であることは、最近わが国でもようやく理解されるようになってきている。歴史的には、総合性をもつ社会保障制度、児童手当制度国籍に関係なく旅行者を含む全住民に対する無料の事故補償制度、少年刑法犯の処遇でふだんは通常の生活を認めるPD センター方式（限定収容制度）など列挙するときりがなほ、世界で最初の実施国となった施策にあふれている。

これを社会政策や社会的施策にまで拡大すれば、義務教育の無償制、女性の八時間労働制、女性工場監督官、女性参政権、強制力をもつ仲裁制度など、世界で最初の実施国になった足跡は、これもまた両の手でも数えきれないほどの量に達するであろう。

ところが、近年は、オイル・ショックを機に世界的な経済情勢の見通し難や不安定さの中で、他の先進福祉国家と同様にニュージーランドも、経済や財政面できわめて困難な事態に直面している。そのため、医療や大学の学費などの無料化が崩れたことに端的にみられるように、社会福祉や社会保障も後退を余儀なくされている。ことにマルドーン国民党内閣の時代にその方向に舵がとられだしたとあってよいが、たまたまその頃同国に滞在していた私が、物価の上昇と福祉の後退に不満を抱いていたニュージーランド人に、恵まれた福祉社会の話

をもちだすと、きまって過去形で答えが返ってきたものであった。

結局そのような事態に対処できなかった国民党は、1984年の総選挙に破れ、労働党に政権の座をゆずりわたすことになった。8年ぶりに政権を獲得した労働党であったが、若手のデイヴィド・ロンギが内閣を組閣した。

そのロンギ内閣も財政・経済危機を容易には克服出来ず、労働者・国民の生活の安定や向上にまで十分には手がまわらない状態が続いてきた。現在でも、経済・財政政策中心に、前国民党内閣の路線を超えられずに苦心を強いられているのが実情である。ことに労働党内閣は、これまでの財政的うみを一気に出し切るべく、まさに大型間接税といってよいGST（物品サービス税）の導入など大胆な政策を実行したり（1986年）、またロジャーノミックス（ロジャー・ダグラス大蔵大臣の名前からその経済・財政政策をしばしばロジャーノミックスといわれる）の悪い面の代表とされる受益者負担と市場競争の原理を前面に押しだしたりして、社会主義統一党（共産党）など左翼系からはもちろん、FOL（ニュージーランド労働総同盟。民間中心であるが、同国最大のナショナルセンター。1987年に官公庁系のセンターと合同し、NZCTU と略称される労働組合評議会を結成）など支持母胎の労働組合からも批判をうけ、きわめて難しい地点に立たされている。

たとえば社会主義統一党はFOLあるいはCTUにも広範な支持層をもち、総選挙では労働党を支援することもある点で独得

の姿勢を示す共産主義政党であるが、その系統の労働者共産主義同盟の機関紙『統一(Unity)』は、くり返し、ロンギ内閣が福祉切捨てを行なっていることを批判している。具体的には予算やその歳出でみると、健康・衛生、教育、社会福祉のいずれも、労働党政権になってから減少・後退している事実を指摘している。個別的にも保育所問題などでも、事例を挙げてロジャーノミックスの一表現である競争原理や受益者負担を拡大しようとしていると厳しい批判をなしている(たとえば10巻6号〔1987年6月1日〕)。

労働党としても、この辺の後退や批判は承知しており、一方で短期的には社会福祉や社会保障の面にも犠牲が負わされることにじっと目をつむりつつ、他方でそれをいかに最小限におさえるか、そしていかに労働党らしい色彩をだすか腐心している状態である。

世界に目を向けても、現在、かつての先進福祉国家はいずれも財政難に悩み、福祉でも後退を余儀なくされている。それだけに、歴史的にはもっとも大胆に社会福祉をすすめてきた国の一つであるニュージーランドにあって、国民・労働者本位を訴えてきた労働党がどのような政策をとり、どこに向かってすすもうとしているのか、といった問題は、心あるものなら、注意を向けざるをえない動向といっても過言ではない。労働党内閣も、結局経済・財政の不如意に勝てず、生活や福祉でも、高度に福祉を保障する福祉国家の道をあきらめるしかないのか、それともそういった苦しい状況下で

も、国民の生活や福祉の面で労働党らしい政策も打ち出し、福祉国家としての路線を守り続けうるのか。この点がきわめて興味をよぶ展開になっている。以下にこのような点を念頭におきつつ、まずニュージーランドの福祉の歩みと特徴を概観するところから始めてみることにしよう。

## 1. ニュージーランドにおける 社会福祉の展開

ニュージーランドにおいて、社会福祉政策が本格化するのは、自由党が政権を掌握する1890年代に入ってから、つまりおよそ100年近く前からであった。それ以前から、工場法などの社会政策のみか、非行防止などの社会福祉的施策も導入されてはいたが、まだ散発的な対応をでる段階ではなかった。積極的な対応がみられ、全般化するのはいくまでも19世紀末になってからである。

その時代になると、すでに成立していた工場法や労働組合法が改善されて実質化し、さらに年金などの社会保険の導入もすすんだ。その結果、社会政策の全面的開花の時を迎え、その体系が整うのである。あわせて社会福祉政策も、少しずつ近代的な処遇原理に基礎づけられる形で送られてくる。とりわけ非行対策や里親制度など、以前から対応されていた児童福祉に顕著な前進がみられた。これらの進取的な政策に積極的に取り組んだのは、労働大臣のウィリアム・ペンバー・リーヴスであった。

このような動きが土台となり、やがて1920年代半ばの改革党政権の時代に、国家の

義務、国民の権利にもとづく児童福祉法（1925年）や世界で最初の家族（児童）手当法（1926年）の導入に発展していくのである。

これらの先駆的な動きが集大成されるように登場するのが、1938年の「社会保障法」である。いうまでもなく、世界恐慌の荒波に、ニュージーランドも例外なくもまれることになるが、その困難の中に初めて誕生したのが労働党政権であった。労働党最初の首相はマイケル・サページで、彼の下で成立したのが「社会保障法」である。

世界で2番目の成立ではあるが、内容や総合性からみれば、先行したアメリカの社会保障法にはるかにまさる画期的な施策であった。

アメリカの社会保障が、社会事業や公的扶助に対する連邦政府による援助、それに各州による失業保険と連邦政府による老齢年金といった社会保険の3種に限定されていたのに対し、ニュージーランドのそれは、通常公的扶助と社会保険からなる社会保障の体系を整備し、すべてをカバーするほか、障害者、孤児、老人、非行などを対象にする社会福祉をも含む総合的なものであった。ことにその総合性が、たんに社会保障領域の中の総合化ではなく、社会政策（社会保障）と社会福祉の統合という意味での総合化であった点で格段の重要性をもつ施策であった。

その後もニュージーランドの社会福祉は、総合的視点の下に、順調に推移していくといえてよいが、とりわけ第二次世界大戦後の1950年代、60年代には、経済的躍進を背

景に社会政策、社会福祉が整備され、労働者・国民の生活が全面的に向上・安定化した。失業も貧困も例外でしかみられないほど完全雇用と社会保障の充実ぶりが定着し、まさに高度にすすんだ福祉社会を現出したのである。もっとも完全無欠の理想社会ではなく、極端な高所得者もつくり出さず、貧乏人もつくり出さずといった中間階級化を全面化する福祉社会の実現であった。

しかし、その夢も長くは続かなかった。1973年に始まる、いわゆるオイル・ショックを機に、世界経済は構造的危機の時代を迎える。農業・酪農製品の輸出に依存するニュージーランド経済も例外なく不安定の中をさまようことになった。その時政権の座にあって苦慮したのがマルドーン国民党内閣であった。それに代わった現在の労働党ロンギ内閣も、その延長上に位置しており、その同じ状況をなお回避できずに四苦八苦し、出口を模索しつつ、政策対応をなしているのが現状である。

## 2. ニュージーランドにおける 社会福祉の特徴

ここでニュージーランドにおける社会福祉の特徴について、すでに部分的にはふれているが、改めて整理してふれることにしよう。

第一に、何をおいても、その総合性を指摘しなくてはならないだろう。この点では、すでにみたとおり、それに先行したアメリカの社会保障はもちろん、遅れて登場するイギリスのものよりもすぐれているといっ

## 論 文

てよい。たとえば日本では、現在でさえ、為政者の目にも、研究者の目にも、この社会政策と社会福祉の統合という視点は入っていないように、その先駆性はきわだっているといつてさしつかえない。

この統合という視点は、社会福祉の日常化、たとえば障害者福祉における日常化やノーマライゼーションとも密接に関係するが、それを前進させるためにも、これまでまったく別々に対応されてきた社会政策と社会福祉の統合が、研究面においても、実践面においても真正面から取り組まなければならない。そのような現代的な必要性・意味からいっても、1938年以來のニュージーランドの社会政策と社会福祉の総合化という先駆性には十分に学ばなくてはならないだろう。

第二に、その内容の充実とそれを支える資産調査（ミーンズ・テスト）の原則が指摘される。この点に特徴があることは、かつてイギリスのウィリアム・ベヴァリッジ夫妻が適切に指摘したとおりである（William and Janet Beveridge, *On and Off the Platform*, Hicks Smith and Wright, 1949年）。

ベヴァリッジ夫妻は、1948年にニュージーランドを訪ね、同国の社会福祉あるいは社会保障の実情をつぶさに視察するが、その際それらがイギリスよりも内容において相当よいこと、その水準の高さを支えているのが資産調査であることを指摘している。ニュージーランドにも一切資産調査を行わない給付やサービスもあるが、現在でも社会福祉では資産調査が一つの特徴となって

おり、ベヴァリッジ夫妻の指摘は今も否定できない特徴になっている。この点は、のちの第五の特徴とも関連するものであるが、できるだけ恵まれない環境におかれた階層に厚くサービスする原則を可能にする一つの有力な方法ともなっているのである。

第三に、民間あるいは地方自治体に比して、国家の役割が大きいことが指摘される。ニュージーランドでは、伝統的に社会保障のみか、社会福祉まで国家に負うところがきわめて大きかった。その点では、欧米諸国の多くが、福祉では民間の役割が過去はもちろん、現在でも大きいのと対比されるであろう。

ニュージーランドにあつては、ことに初期には新しい移民の国として、福祉活動を支える民間の財団や宗教団体が十分に育ってはいなかった。そのため、早くから国家が前面にでて対応をせざるをえない一面をもっていた。それを裏付けるように国造りの始まってまもない1840年代から福祉的立法が登場し、以後社会政策とほぼ併行して福祉領域でもつねに立法、つまり国家の政策に支えられるように活動が展開されてきた。それが伝統になり、その後も長く、国家が前面に出てき、かつ立法によって支えられるあり方が維持される。

現在でも、たしかに民間の活動はきわめて活発ではあるが、その基底には公的支えが存しており、国家との協力を前提にして民間の活発な活動が維持されているといつてよい。その点では、今日も福祉領域では、国家の役割が大きいといつてよいだろう。

なお、同国にあつては、「スウェーデン

やイギリスとちがいで、国に比して地方自治体の役割は小さい。たしかに社会福祉省もコミュニティとしての地域や地方の重視をいうが、実際に政策的に対応するのは社会福祉省、とくに各地に配置された同省の地域事務所である。この点もニュージーランドにおける福祉の一つの特徴とってよいだろう」（横浜市都市科学研究所〔小松隆二編著〕『ニュージーランドの社会福祉政策』横浜市都市科学研究所、1987年。また本章のニュージーランドの社会福祉の特徴については、同書参照のこと）。

第四に、観念・理念よりも、実際のニーズを重視する現実主義・実用主義の原則が指摘される。この点はニュージーランドの社会福祉省も強調するところで（*New Zealand Official Yearbook*）広く受容された認識となっている。しかも、それは福祉領域のみか、労働運動や社会運動の理解にもあてはめうる認識となっている。早くから開拓の厳しさの中で、観念よりも、現実の協力、現実の対応こそ必要であったこと、またその後の経済的發展による社会の中間階級化の進行ということがこのような現実主義の定着を可能にしたものであろう。その点では、同国には社会主義思想が必ずしも発展しなかったこととある意味では表裏をなす視点であるともいえる。のちにみるように、社会主義統一党（共産党）が日本のそれとも違い、きわめて柔軟に対処して労働者にも支持を集めていることも、このような視点と結びつけて考察することで、はじめて理解されるであろう。

第五に、つねにその時々の弱者、より弱

いものを厚く保護する原則が指摘される。何らかのハンディキャップをもつ層や底辺層を対象にする社会福祉が、ニュージーランドにあっては初期から重視されてきたこと自体がこの点を裏付けてくれるが、時代とともに、各々の時点でもっともハンディキャップを負わされ、犠牲になる階層を厚く保護するという伝統が今日まで生きてきた。このあり方が現在のきびしい環境の下にある労働党政権によっても生かされていることは、のちにみるどころである。

### 3. 労働党政府の福祉政策

1970年代中葉以降のニュージーランドにあっては、国民党（マルドーン内閣）のみか、それをついだ労働党（ロンギン内閣）も、いったん政権を握ると、福祉の後退を阻止しえなかったのが実情である。

ただ労働党の場合、政治レベルの反核政策などのほか、生活や福祉レベルでも労働党らしい独自の政策や特色をあわせもちつづけてきたことも見逃してはならない。それは、とくに弱者保護を重視する姿勢、また恵まれない階層に集中的に配慮する姿勢に典型的にあらわれていた。この点は、反核政策が労働組合の強い主張であったように、*FOL*などの労働組合の方針とも合致する姿勢であり、その支えがあったからこそ、労働党も弱者に向けた政策を積極的に追求しえたといえるだろう。

たとえば女性、母子家庭、障害者、マオリ、低所得階層などに対する政策的優遇がそれであり、いずれも労働組合が女子や低

賃金労働者に対する政策を重視しているのに対応する施策であった。もともと、そのようなハンデキャップを負った対象への厚い保護は、前述のとおりニュージーランド福祉の伝統であったが、ロンギ労働党内閣はその伝統によりつつ、その上でさらに独自の政策をも実行した点が留意されてよいだろう。

すなわち限られた財源をいかに有効に使用するかを考えるとき、労働党はすべての国民に広く万遍なくということではなく、特にハンディキャップを負ったこれらの対象に焦点をしばることにした。しかもその際の施策がきわめて大胆なものであったことがロンギ内閣と前任の国民党内閣との相違を大きくきわだたせることになった。本稿では紙面もかぎられているので、それらの中から主に女性のかかわる政策に焦点をあてて紹介してみよう。

ニュージーランドでは、総選挙の際にはどの政党も経済・財政政策から労働、福祉政策まで詳細な政策プログラムを発表する。日本のような抽象論で終始する国とは大違いであるが、労働党も、久しぶりに政権をとった1984年総選挙の際には、女性に対する政策でも‘Women’s Policy’を詳細に提示し、主張していた(1984 Policy Document NZ Labour Party)。その公約を政権掌握後の現在、徐々に実施しているわけであるが、たとえば女性問題を専門に担当する省庁を独立させ、かつ女性を担当大臣にあてるといった公約は、即座に実行され、「女性関係庁 (Ministry of Women’s Affairs) 」(ハン・アーカス長官)としてすでに活動

を展開しているといった具合である。

ちなみに、この女性関係庁は、やがてハーカス長官名で男女平等について、理念としてのみでなく、実際にも実現する種々の提言を小論の形で発表していく。たとえば一般論的な説明や主張にまでしばしば ‘his street’, ‘his own machine’ といった男性本位を無意識のうちに認める用法がなされがちであるのを、‘their street’, ‘their own machines’ に変えるなどの主張である。

もう一つだけ女性にかんする問題で、1984年総選挙で公約し、具体化した例を挙げると、妊産婦・母子の保護問題があった。それは、産前産後の両親に対する休暇の保障として具体化されるにいたった。この点については、現労働党政府の積極的姿勢を知りうる格好の政策なので、もう少し立ち入って説明してみよう。

#### 4. 画期的な母子・家庭保護政策 — 産前産後の妊産婦および家庭の保護 —

1986年の春から初夏にかけて(日本の秋から初冬)、労働党政府は「両親の休暇および雇用保護法 (Parental Leave and Employment Act)」案を公表、ついで議会上程した。ただちにその全文が印刷されて政府出版物センターなどで売り出されたので、たまたまニュージーランドに滞在していた私も、その法案の載ったブックレットを購入して目を通したのを記憶している。

同法が議会通过したのは、翌87年になってからである。同国には母性・妊産婦保

護は古い歴史をもっているが、新しいところでも、1980年の「母性の休暇および雇用保護法」が存していた。形としては、その全面的改正として成立したのが今回の法律であった。

両親の休暇および雇用保護法の先駆性は、その表題に明白にうかがえる。母性保護法とも妊産婦保護法ともいわず、また母親の休暇 (Maternity leave) の代わりに両親の休暇 (Parental leave) と呼んだところに、その狙いが明らかであろう。つまり出産と育児を母親固有の問題や責任として処理するのではなく、両親の、また家庭の問題として受け止める姿勢である。具体的にもっとも関心を集めた点は、両親、つまり母親のみでなく、父親も産前産後の1年間、休暇をとれるようになった点である。

同法は子供を出産するか、養子をとる両親に対して（ただし特定企業・機関で1年以上にわたって週10時間以上働いていることが条件）、4種の休暇を認めている。その第一は母親の出産休暇 (Maternity leave) で、伝統的な休暇制度である。妊産婦は14週間（ただし産前は6週間まで）の休暇を権利として認められるが、5歳以下の養子をとる場合には、使用者の承認を前提に養子をとる準備期間として一定の期間の休暇が認められる。

第二は父親の休暇 (Paternity leave) である。これは配偶者の出産のときも、養子をとるときも、権利として出産後あるいは養子縁組後、2週間の休暇を認めるものである。この点は、その期間の長さや養子縁組の場合を除けば、日本でもめずらしい

ことではない。要は、この休暇が次の第三点と結びついて位置づけられていることである。

第三は延長休暇 (Extended leave) 制度である。これが画期的な保護内容といわれるもので、父親、母親のいずれか、または両親で合わせて、最初の誕生日または養子縁組の記念日までの間に合計12ヶ月の休暇が認められる制度である。ただし第二の父親の休暇はこの12ヶ月とは別にとれるが、第一の母親の出産休暇はこの12ヶ月に含まれる。またこの間は、他の休暇とともに労働協約やアワード（合意裁定）によらない限り、無給である。ただ雇用保障については詳細に規定され、法的保護が加えられている。

## 5. 低所得階層への児童手当の特別給付

両親の休暇および雇用保護法の他にも、女性、障害者、マオリ、低所得階層等なんらかのハンデキャップをもつ人たちへの保護は、労働党政権によってもとくに力を入れて行われている。一例をニュージーランドが世界に先駆けて実施した家族（児童）手当制度についてみてみよう。

ついこの間まで、家族手当は、15歳まで、所得のない学生である場合は18歳までの全ての児童に支給される家族給付 (family benefit) と、一定の所得以下の家族に支給される追加給付 (family care) からなっていた。そのうち、後者は労働党政府が就任早々の1984年11月に実施したものであった



が、さらにその後1986年10月にいたって改正され、現在は家族扶助給付(Family support) 制度に変わっている。この家族扶助給付は、一般家庭に対する家族(児童)手当を制限・抑制し、そのかわり低所得の家庭には厚く手当を支給しようとする制度である。この手当では、第一子は週36 NZドル、第二子以降は週16 NZドル支給される。

金額的にも通常の家族給付をはるかに上回る給付額の保護である。

ニュージーランドの家族(児童)手当は、同国で創始された制度というにとどまらず、内容や方法においても独特のものをもちつづけてきた。それだけに、長い間、表面的な給付金額以上に、子供をかかえる家庭に恩恵を与えてきた。たとえば手当を前払いとして一括受給(Lump sum paid) することも認められ、住宅の安い頃には、それを頭金に住宅購入なども可能であったくらいである。財政難の中、労働党は家族手当でも、工夫をこらし、まず追加給付の導入、ついで全般的には給付内容を制限・後退させるかわりに、低所得階層には相当厚い保護を実施する方法を採用したわけである。

この児童手当のあり方といい、先の出産時の両親の休暇制度といい、いずれも日本の福祉政策としては考えられないものであり、財政難の折りの苦心に満ちた政策として注目すべき対応といってよい。これらの点だけからでも、労働党政府の福祉政策にも、批判の目のみを向けるのではなく、積極的にその意義を評価する目を向けることも必要であることが教えられるであろう。

## おわりに

以上ごく限られた一面のみの紹介であるが、出産時に母親のみでなく、父親にも休暇を認め、用語も<母親の休暇>のみを使わず、<両親の休暇>と呼ぶ改正を断行したこと、また低所得階層に対して、これまでの種々の保護に加えて、児童手当を通して大胆に保護を拡大しようとしたことをみるだけでも、日本からはまだ相当先を歩んでいる国ということが理解されよう。そういった政策を実行できるところに、ニュージーランドの福祉国家としての伝統が生きていること、労働党としての役割・基本を守ろうとしていることが明快にうかがえるだろう。

それにしても、ニュージーランドにおいて、現政権党の労働党が、経済・財政難に直面し、高福祉の維持のために苦しい選択をせまられ、辛酸をなめていることは否定すべくもない事実である。生活と福祉の面でも、多くの点で後退がみられた。そのような労働党の福祉政策に対しては、内部からも批判が寄せられているほどであるにもかかわらず、経済・財政の苦しい状況が現実存しているだけに、全体的には評価すべきであるという声が少なくないこともまた事実である。

そのような声に耳を傾けつつ、ニュージーランドの近年の福祉政策を謙虚にながめるならば、プラス・マイナス両面にわたってであるが、福祉水準の維持や対応に悩んでいる福祉国家なら、すべての国が学ぶべき点を少なからずもっていることを教えら

れるはずである。その点では、日本にとっても、ニュージーランドは今なお学べき目標でありつづけているといっても過言ではないだろう。

〔追記〕

私が本稿を書きあげたのは、1987年末であった。ところが、その後1988年に入って、ニュージーランドの政治動向は急激に変化しつつある。かねてから労働党政府は、競争原理を前提に官公庁機関の民営化を方針として打ちだしていたが、本年2月に入ってそれを現実化する法案を議会に提出した。これが官公庁労組のみが、民間労組をふくむ労働組合全体から反発をうけ、かつ労働党の内部からさえ、きびしい批判をうけることになった。労働組合のストがあいつぎ、世論調査でも労働党の支持率は急速に減った。この段階でも官公庁の民営化法案はまだ議会を通過していないが、福祉国家を守

ろうとする労働党政府の苦悩と動揺が深まっていることがうかがえるだろう。

参考文献

- ・在ニュー・ジーランド日本国大使館編『ニュー・ジーランド』日本国際問題研究所、1973年
- ・小松隆二『理想郷の子供たち—ニュージーランドの児童福祉—』論創社、1983年
- ・ブライアン・イーストン（唯是康彦・四郎丸文枝訳）『ニュージーランドの社会保障』ニュージーランド調査委員会、1986年
- ・横浜市都市科学研究室（小松隆二編著）『ニュージーランドの社会福祉政策』横浜市都市科学研究室、1987年
- ・William and Janet Beveridge, *On and Off the Platform : Under the Southern Cross*, Hicks, Smith & Wright, 1949
- ・*New Zealand Official Yearbook, Government Printer, Wellington, 1986 ~ 1987 ed., 1986. 1987 ~ 1988 ed., 1987.*